

監 査 第 72 号
令和元年8月9日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員	加 藤 光
同	廣 田 正 文
同	伊 藤 嗣 也
同	森 川 慎

平成30年度財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により平成30年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成30年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月23日から令和元年8月9日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

更に、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率	平成		早期健全化		財政再生	
	29年度	30年度	基 準	基 準	基 準	基 準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.0		
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.0		
実質公債費比率	7.8	6.2	25.0	35.0		
将来負担比率	34.4	— (△5.2)	350.0	—		

(注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び実質的な将来負担額がない場合は「—」で表示される。

2 実質公債費比率は、18%以上となると市債発行は許可制となる。

3 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。

4 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各比率について

① 実質赤字比率について

実質赤字額は、引き続き発生していない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、引き続き発生していない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ 1.6 ポイント改善され、6.2%となっており、減少傾向にある。これは、一般会計等で発行した地方債の元利償還金や下水道事業会計の元利償還金に充当される一般会計からの繰出金が減少したことに加え、税収等の増加に伴い標準財政規模が増加したことによる。

法令に定められた市債発行の許可制基準である 18.0%も引き続き下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ 39.6 ポイント改善され、△5.2%となっており、本制度による審査が始まった平成 19 年度（比率は 186.1%）以後初めてのマイナス数値となった。これは、一般会計等の地方債残高の減少や土地開発公社の清算に伴う債権放棄の完了により将来負担額が大幅に減少したことに加え、アセットマネジメント基金等への積立により充当可能財源等が増加し将来負担額を上回ったことによる。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

(3) 意見

① 平成 30 年度の健全化判断比率は、数年来の税収増等により、いずれも早期健全化基準を下回り、更に良い水準へと推移している。このような時こそ、将来の人口減少や税収の減少に備えながら、全市民が満足できる施策を展開していくための財源配分の指標として健全化判断比率を捉え、起債の発行額と基金残高のバランスなどにも配慮した財政運営を行っていくこと。

② 健全化判断比率の指標は、財政の健全化や再生が必要なほどに財政が悪化しているかどうかを把握するために設けられたものであるが、この指標に係る数値が低ければ低いほど良いとも単純には言い切れないと思われる。本市のあるべき姿を見据え、この指標の数値として適切な水準はどの程度であるか研究すること。その上で、全ての市民が暮らしやすくなったという満足感を得られるような施策を展開できるよう、きめ細かな財政運営を行っていくこと。

③ 地方債残高を減少させる取組みは評価できるが、起債には負担の世代間の公平を確保するという機能もあることに配慮すること。また、この取組みにより減少した公債費に相当する分の一部を将来起こるかもしれない非常事態に備えるために基金に積み立てることを研究すること。